

第37回

全国クレサラ・生活再建問題

被害者交流集会

in うえだ

貧困はなくせる！

～声をあげよう つながろう～

上田城櫓門

大会参加ならびにお申し込みのご案内

開催日
平成29年

11月4日(土) 全体会・特別企画……13:00～17:10

会場：上田東急REIホテル3階ホール（上田市天神4-24-1 ☎0268-24-0109）

11月5日(日) 分科会・総括 …………… 9:00～13:00

会場：信州大学繊維学部（上田市常田3-15-1）

特別
企画

パネルディスカッション

「貧困をなくすための処方箋を考える ～子どもの貧困の現場から～」

コーディネーター 久保木匡介氏（長野大学環境ツーリズム学部教授）

パネリスト 和田 浩氏（健和会病院副院長・小児科医師）

佐藤 滋氏（東北学院大学経済学部准教授）

青木 正照氏（NPOホットライン信州・信州子ども食堂ネットワーク事務局）

申込み締切：2017年9月28日(木) 17:00必着でお願いします。

お問い合わせ・お申込み書送付先

株式会社日本旅行 上田支店 〒386-0012 長野県上田市中央5-1-5アオキビル

【営業日・時間】月～金 10:00～17:30(土・日・祝日休業)

TEL：0268-24-7600 FAX：0268-24-7622

※今大会は、管理面・経費面から極力インターネット申し込みをお願い申し上げます。下記ホームページから申し込み可能です。

うえだ実行委員会事務局 [ホームページ](https://v3.apollon.nta.co.jp/cresara37/) https://v3.apollon.nta.co.jp/cresara37/

〒386-0012 長野県上田市中央4-9-7 岩下法律事務所

うえだ実行委員会事務局長 弁護士 岩下 智太郎 TEL:0268-29-1860 FAX:0268-29-1861

「貧困はなくせる！」の 確信を作り上げる連帯を！

第37回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in うえだ

実行委員会委員長 弁護士 滝澤 修一

今年、日本国憲法施行70年の年です。

その憲法を巡っては、この間、「戦争法」と呼ばれた安保関連法の強行採決やこれに基づく新任務を課せられた南スーダンPKOの派遣、さらには憲法9条の改憲案が公然と議論されるなど、主に憲法9条をめぐる憲法の危機が叫ばれています。

しかし、日本国憲法の意義は、9条にとどまりません。人類の進化の到達点の一つである生存権を定めた憲法25条も、極めて大切な定めです。ところが、この25条の歴史は決して安定的なものではありませんでした。それは、25条に定める「権利」を真の権利にするための苦難の歴史であり、多くの国民の運動の積み重ねにより作り上げられてきました。

今年、本集会を、この長野県上田市で開催するにあたり、私たちは、まずこのことの意味を改めて考える必要があると思います。

私たちのクレサラ・多重債務問題に対する30年余りにわたる取組みは、消費者運動、市民運動として、まさに憲法25条を国民の権利として定着させる運動であったとも言えるのではないのでしょうか。貸金業法等の改正は、その具体的な成果でした。

しかし、憲法25条で定める「健康で文化的な最低限度の生活」を脅かす事態は、とんでもない広がりや深刻さをもって現実の問題となってきました。それは、国民が生まれてから死ぬまで、居住、教育、健康、労働、老後など全ての分野において、様々な問題を生み出しています。

私たちが組織名称を「全国クレサラ・生活再建問題対策協議会」に変更し、集会の名称も「全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会」に変更したのも、このような現実に対し、多重債務問題のみではなくその背景にある貧困問題・生活再建問題に取り組むと宣言して活動するためでした。

これらの取組みは、問題の広がりとともに全国各地で多くの人々によって、また様々な方法によって極めて活発に繰り広げられています。しかし、問題の根本的な解決には、まだ多くの課題が残されています。

本集会において、このように全国各地で取り組まれている運動の成果と課題を交流し、その連帯の輪を一層強めようではありませんか。また、これらの問題の根本の原因はどこにあり、その解決のための処方箋が何なのか探ろうではありませんか。

そして、「貧困はなくせる！」という確信の一步を、この集会で勝ち取りましょう。憲法25条の実現の道を見つけましょう。

この上田での本集会がそんな場になることを願っています。



真田幸村像

第37回全国クレサラ・ 生活再建問題被害者交流集会 in うえだ

（ 貧困はなくせる！ ）
～声をあげよう つながろう～

集会概要

日 時：2017年(平成29年)11月4日(土)～11月5日(日)
場 所：全体会 上田東急REIホテル/ホール (上田市天神4-24-1)
懇親会 //
分科会 信州大学繊維学部 (上田市常田3-15-1)
総 括 //

詳細日程 11月4日(土).....

受 付 12:00～13:00 受付会場・上田東急REIホテル
全体会 13:00～14:00 挨拶・来賓挨拶・基調報告・被害者体験報告
14:00～14:10 休憩
14:10～17:10 特別企画パネルディスカッション
「貧困をなくすための処方箋を考える
～子どもの貧困の現場から～」
懇親会 18:30～20:30 会場:上田東急REIホテル

11月5日(日).....

受 付 8:45～9:00 受付会場・信州大学繊維学部
分科会 9:00～11:30 (詳細は分科会一覧表をご覧ください)
12:00～13:00 閉会式・総括

◇特別企画パネルディスカッション

貧困をなくすための処方箋を考える ～子どもの貧困の現場から～

コーディネーター	久保木 匡介氏 (長野大学環境ツーリズム学部教授)
パネリスト	和田 浩氏 (健和会病院副院長・小児科医師)
パネリスト	佐藤 滋氏 (東北学院大学経済学部准教授)
パネリスト	青木 正照氏 (NPOホットライン信州・信州子ども食堂ネットワーク事務局)

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
1	「ギャンブル被害のない社会をめざして」	ギャンブル大国日本では、パチンコや競馬等にハマって、財産をはじめ、家族、仕事、友人を失うということが、日常的な光景になっています。これらは、ギャンブル被害ではないでしょうか。カジノ解禁が推進され、カジノ被害者の発生も懸念されるなか、我が国のギャンブル問題に、人権の光を当てます。	依存症問題対策全国会議、全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会
2	クレジット問題の現状と実務的対応 ～割賦販売法改正・名義貸し事件最高裁判決などを受けて～	クレジットの分野では、名義貸し事件に対する最高裁判決が出されたり、割賦販売法が改正されてカード型クレジットの分野におけるルールが変わるなど、近年大きな動きが続いています。他方、ゴルフスタジアム事件、てるみくらぶ事件、荷受代行問題などクレジットに関連する消費者被害も多発しています。本分科会では、最高裁判決の意義・活用法や改正法について学ぶとともに、さまざまなクレジット被害事件に対する各地・各弁護団の取り組み状況について情報交換を行い、今後のクレジット被害の救済に役立つ実務的な情報を提供します。	クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議
3	銀行のカードローンに対する総量規制を！	貸金業法改正から11年が経過した。改正から減少し続けていた自己破産件数が、昨年2016年度から増加に転じた。高金利の銀行カードローンによる過剰与信が大きな原因となっている。サラ金に年収の三分の一規制があることを悪用して総量規制を踏みこむサラ金化した銀行の過剰与信が続けば、多重債務問題は再燃することとなるだろう。今こそ、銀行のカードローンも総量規制の対象にするべく、法改正の実現に向けて運動を強化していくべきと考える。また、民法改正により第三者保証が公正証書によって復活しかねない、現状においては、保証人が生活できる支払の限度を踏まえた「保証人の総量規制」についても併せて検討すべきである。本分科会では、被害事例を踏まえて、あるべき総量規制について議論し、法改正運動に繋がっていききたい。	利息制限法金利引下実現全国会議 全国ヤミ金融・悪質金融対策会議 43条対策会議
4	非正規労働者の権利を実現する法律を学び活用しよう	1 有期でも契約は継続更新できる。 2 有期から無期転換の権利を行使しよう 3 派遣労働者のみなし雇用規定は使えるのか 4 同一労働同一賃金を実現するにはどうしたらいいのか などについて、法令を確認し、現場の実態について意見交換したいと思います。	非正規労働者の権利実現全国会議
5	LGBT(性的少数者)と生活再建支援	人口の約5%程度存在すると言われているゲイやレズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーをはじめとするLGBT(性的少数者)の人々。 「好きになる性別(性的指向)や自分の性別についての意識(性自認)が少数者であることは、人権問題であっても、生活再建支援と関係あるの？」 そう思われる人も多いかもしれません。 LGBT当事者であるということが理由で、様々な困難に直面せざるを得ない現状があります。 生活再建支援に関わる人には知っておくべきLGBTの基礎的な知識や、LGBT当事者の生活再建支援の現場の声を学べる分科会です。是非、ご参加下さい！	全国青年司法書士協議会
6	子どもの貧困をなくす～自治体のとりくみを一歩進めるために～	2013年、子どもの貧困対策法が制定され社会的な関心を集め、子ども食堂や子どもの学習支援などの草の根の取り組みが地域で広がりを見せています。 しかし、生活保護基準の引き下げなどに象徴される社会保障の切り下げがすすみ、子どもの貧困をなくすための取り組みは緒についたばかりです。教育の無償化、就学援助制度の拡充、給付型奨学金制度、医療費の窓口無料など自治体の施策を進めることが重要になっています。 現場からの報告や自治体のとりくみを交流し、住民と自治体が共同して子どもの貧困をなくすとりくみを一歩進めるための課題を探ります。	反貧困ネットワーク信州

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
7	続・生活保護 100%活用術 ①保護費の返還請求への対応方法 ②小田原市ジャンパー問題から何を学ぶか ③生活保護何でも Q&A	<p>昨年実施して好評だった、実務に役立つ「生活保護 100%活用術」の続編です。①保護費の返還請求への対応方法【講師：小久保哲郎弁護士】保護費の返還請求（法 63 条、78 条）されている多重債務者等はどのように対応すればよいのか？日弁連の e ラーニング研修の内容を惜しげもなく一般公開！②小田原市ジャンパー問題から何を学ぶか【講師：田川英信（社会福祉士・元東京都世田谷区職員）】マスコミを騒がせた小田原市「保護なめんな」ジャンパー事件。検証の結果、扶養義務の強調、ホームレスの人への違法運用など全国に共通する様々な課題が浮かび上がりました。HP や保護のしおりのチェックポイントなど各地の取組に活かせる具体的ノウハウを徹底解説。③生活保護何でも Q&A あなたの疑問に答えます。日頃の疑問を何でも相談してください。</p>	生活保護問題対策全国会議
8	新しい住宅セーフティネット元年 改めて「賃貸住宅に保証は必要か」を問う	<p>住宅セーフティネット法が改正され、新しいセーフティネット住宅（登録住宅）制度が創設され、専ら住宅確保要配慮者に提供するための登録住宅（専用住宅）には、家賃や初回保証料などが補助されることになりました。一定の前進と評価できるものの、住宅需要にこたえるには至っていません。</p> <p>登録住宅では、賃貸人の家賃未収への懸念に配慮するため、家賃債務保証業者による保証を活用することとされ、登録業者の保証を行う事業者についての告示による登録制度が整備されて、一定の規制がなされました。しかし、保証業者による不当な取立てによる被害はなお絶えず、保証拒否により賃貸住宅を確保することができなくなるなどの弊害を除去し、真の意味での住宅セーフティネットを実現するためには、民間の保証業者に任せられませんか。</p> <p>公的保証制度の拡充など住宅確保における公的な役割を果たさせるために、改めて、賃貸住宅における「保証」の意味を問い直すとともに、住まいの権利を脅かす保証業者等の事業者による被害救済の方策や、法的規制の実現に向けた課題を考えましょう。</p>	全国追い出し屋対策会 生活弱者の住み続ける権利対策会議
9	生活困窮者・要支援消費者への家計管理や生活再建支援	<p>借金がなくなったのにまた借金が出た、金がうまく回らない、贅沢をしていないのに金が貯まらない、将来の設計がうまくたたないなど、借金や生活相談の中で金銭管理の問題が生活困窮者や要支援消費者の中に少なからず存在します。家計簿チェックや封筒管理法などを学びながら生活再建を考えていきます。</p>	全国クレサラ生活再建問題被害者連絡協議会
10	教育無償化への条件	<p>日本学生支援機構法改正され、給付型奨学金の導入が決まって、高等教育も含めた教育の無償化への議論が高まっています。与党の教育再生会議からも、憲法を改正して教育の無償化を定めるべきだなどという声まで上がっていますが、肝心の必要な予算の手当がなされる気配すらありません。市民の中にも、無償化のために高負担を求められることへの抵抗は少なくないと思います。そこで、当分科会では、今後、無償化を本当に実現するには何が必要か、障害をどう取り除いていけば良いかという大きなテーマについて、皆で話し合う場を設けたいと思います。参加者全員が、アットホームな雰囲気の中で「対話」するワールドカフェ方式で、アイデアを重ねながら、今後の方向性を見だしたいと思います。どうぞお気軽にご参加下さい。</p>	奨学金問題対策全国会議
11	相談事例から見た税金滞納問題を考える ～社会保障制度の活用～	<p>失業、転職などにより、住民税、国民健康保険料などの支払が苦しく、悩んでいる人たちは多くいます。所得の変動にかかわらず発生する固定資産税などは、生活困窮者にとっては大きな負担となっています。これら公租公課を滞納した場合、自治体は滞納処分による差押をするのが可能になりますが、自宅訪問や強硬的な差押を行う自治体もあれば、滞納者の生活再建に向けて住民と寄り添っていく自治体もあります。このような自治体による取扱いの違いにつき認識を共通化し、強硬的な滞納処分への対処法を検討するとともに、滞納の背景にある生活困窮問題に対し、どのような社会保障制度が活用できるのかを、相談支援に携わる皆さんと一緒に考える機会とします。</p>	社会保障問題研究会、 滞納処分対策全国会議

第37回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in うえだ 大会お申込み手続きのご案内

【交流集会（全体会及び分科会）・懇親会・宿泊・上田観光ツアー】

1 交流集会・懇親会参加登録について

交流集会参加登録料（全体会・分科会参加費を含みます）

- 一般参加者 3,000円
- 弁護士・司法書士・税理士・公認会計士
社会保険労務士・議員・学者 9,000円

懇親会参加登録料（ピュッフェ形式）

- 一般参加者 4,000円
- 弁護士・司法書士・税理士・公認会計士
社会保険労務士・議員・学者 6,000円

※交流会参加登録料のご返金は致しかねます。予めご了承ください。
※大会事務局に変わって㈱日本旅行が代行収受いたします。

管理面・経費面等を考慮して、
大会管理システムを導入しました。
極力インターネットからのお申込みを
お願いいたします。

第37回全国クレサラ生活再建問題
被害者交流集会 in うえだ申し込みアドレス
【<http://v3.apollon.nta.co.jp/cresara37/>】

当日お持ちいただく「参加券」や確認書・請求書などが、
ご自宅のパソコンに接続しているプリンターから印刷
できます。（郵送料削減）

申し込み締切日：9月28日（木）

2 宿泊プラン

㈱日本旅行 上田支店が企画・実施する募集型企画旅行です。9ページのご旅行条件書を事前にご確認の上、お申込みください。

宿泊設定日 2017年 11月3日（金）・4日（土）・5日（日）

宿泊条件 1泊朝食付、サービス料・税金込、大人お一人様あたりご旅行代金

添乗員 同行いたしません。参加者様のパソコンから印刷した（または支店から送付する）
『宿泊予約確認書』を直接、宿泊施設フロントにお渡しください。

最小催行人員 1名様

宿泊プランスケジュール 1日目：お客様ご自宅又は前泊地…（お客様ご負担）…ご宿泊地（泊）
2日目：ご宿泊地…（お客様ご負担）…お客様ご自宅又は後泊地

★宿泊ホテル一覧表

ご宿泊日11月3日（金）・4日（土）・5日（日）/3日とも同額

No	ホテル名	食 事	お部屋タイプ	ご旅行代金	備 考
1	上田東急REIホテル	1泊朝食付	シングル	9,000円	上田駅温泉口より徒歩1分/大会会場ホテルです。 自家用車駐車場無料 朝食：和食・洋食バイキング
			ツイン	9,500円	
2	ホテルサンルート 上田	1泊朝食付	シングル	8,500円	上田駅お城口より徒歩2分/大会会場まで徒歩で5分 自家用車駐車場1泊1台600円（先着順） 朝食：和定食（15：00～翌日10：00）
			ツイン	8,000円	
3	ホテルルートイン Grand上田駅前	1泊朝食付	シングル	10,300円	上田駅お城口より徒歩5分/大会会場まで徒歩10分 自家用車駐車場1泊1台500円（15：00～翌日10：00） 朝食：和食・洋食バイキング
			ツイン	10,500円	
4	ホテルルートイン 上田	1泊朝食付	シングル	7,600円	上田駅より車で10分/大会会場まで車で15分 自家用車駐車場1泊1台 無料 朝食：和食・洋食バイキング
			ツイン	8,400円	
5	駅前ロイヤル ホテル	1泊朝食無し	シングル	6,100円	上田駅お城口より徒歩2分/大会会場まで徒歩5分 自家用車駐車場1泊1台500円（24時間） 朝食：パン3種類・スープ・コーヒーサービス
			ツイン	7,000円	

6	上田第一ホテル	1泊朝食付	シングル	8,000円	上田駅お城口より徒歩10分／大会会場まで徒歩15分 自家用車駐車場 無料 朝食：和食又は、洋食のセットメニュー
			ツイン	6,000円	
7	上田プラザホテル	1泊朝食付	シングル	6,000円	上田駅お城口より徒歩3分／大会会場まで徒歩5分 自家用車駐車場無料14台 有料駐車場1泊1台350円 朝食：和食バイキング (15:00～翌日10:00)
			ツイン	5,600円	

※前項の宿泊代金は、大人お一人様代金（小学生以上）です。小学生以下のお子様でベッドを別に使われる場合も同額です。

※前項の宿泊代金は、1泊朝食付・税金・サービス料込みの代金です。

※お部屋タイプ：シングル（1人部屋・バス・トイレ付）／ツイン（2人部屋・バス・トイレ付）

※ご予約は先着順とさせていただきます。ご希望のホテルが満室の場合は他のホテルをご案内させていただきます。

※禁煙、喫煙室ご希望の場合通信欄にご記入下さい。

注) 数に限りがございますので、ご希望にそえない場合がございます。

★下記、温泉旅館のご予約も承ります。 子供A=小学生・子供B=4才～小学生・3才以下無料

No	ホテル名	食 事	お部屋	ご旅行代金 (大人)	ご旅行代金 (小人A)	ご旅行代金 (小人B)	備 考
1	別所温泉 旅館花屋 (本館)	1泊2食付	2名1室	26,000円	15,400円	13,000円	お部屋は、和室・バスなし、トイレ付きです。 上田駅よりお車で約30分。 上田電鉄別所線、別所温泉駅より徒歩約5分。 (別所温泉駅より送迎あり。14:00～18:00) 大正6年創業。大正ロマン漂う安らぎの宿です。
			3名1室	23,000円			
			4名1室	22,000円			
2	別所温泉 旅館花屋 (離れ)	1泊2食付	2名1室	30,000円	19,600円	14,000円	お部屋は、和室・バス、トイレ付きです。 源泉掛け流しの内風呂が付いているお部屋です。
			3名1室	29,000円			
			4名1室	28,000円			
3	別所温泉 中松屋	1泊2食付	2名1室	24,000円	14,700円	10,500円	お部屋は、和室・バス、トイレ付きです。 上田駅よりお車で約30分。 上田電鉄別所線、別所温泉駅より徒歩約10分。 (別所温泉駅より送迎あり。14:00～18:00) 約300年の歴史を持つ老舗旅館です。
			3名1室	22,000円			
			4名1室	21,000円			
4	あづまや温泉 あづまや 高原ホテル	1泊2食付	2名1室	20,000円	11,900円	8,500円	お部屋は、和室・バスなし、トイレ付きです。 上田駅よりお車で約30分。 (上田駅より送迎バスがあります。予約制です。) 信州真田の山と歴史を旅する人たちの雲の上の 一軒宿。
			3名1室	18,000円			
			4名1室	17,000円			

3 上田市観光ツアー

(株)日本旅行 上田支店が企画・実施する募集型企画旅行です。9ページのご旅行条件書を事前にご確認の上、お申込みください。

ご旅行代金(お一人様) 各出発7,500円 募集人員 各出発40名様

最少催行人員 各出発20名様 食事条件 昼食付(弁当・お茶付)

添乗員 同行しません。バスガイドさんがご案内します

11/3(金)	【貸切バス】 上田駅 13:00	～観光～ 無言館 13:30	～参拝～ 別所温泉 (北向観音・安楽寺) 14:50	～参拝～ 上田駅 17:00	17:40	※昼食:バス車中にて「お弁当」と「お茶」をご用意します。	
11/4(土)	【貸切バス】 上田駅 9:00	～観光～ 上田城址・真田歴史館 9:10	～おそばの昼食～ 市内 (おお西) 11:00	11:10 (昼食)	12:10	12:20	
11/5(日)	【貸切バス】 信州大学 13:30	～観光～ 真田氏歴史館・真田庵 14:00	～観光～ 長谷寺・山家神社 15:00	15:15	17:00	17:30	※昼食:バス車中にて「お弁当」と「お茶」をご用意します。

※お申込みは受付順とし、満員になり次第締切とさせていただきます。

※申込み人員が最少催行人員に満たない時は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日前にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

※ご旅行代金に含まれるもの：旅行行程に明示した貸切バス代、それに伴う駐車場代、食事費用、入場料を含みます。

※行程は交通状況により時間に変更になる場合がございます。接続の列車などをご予約する場合は余裕を持ってのご予約をお願いいたします。遅延により、接続列車などの交通機関に取消料が発生した場合でも、当方では負担できません。ご了承の上、お申込みください。

※バス会社名(上田バス・千曲バス)

4 お申込み方法とお支払い インターネット予約優先でよろしくお願いたします。

申し込みアドレス【<http://v3.apollon.nta.co.jp/cresara37/>】

- ①交流会参加登録（全体会分科会）懇親会宿泊プラン上田市観光ツアーともインターネット申込みができます。お支払いに関しましては、ご参加者様からのパソコンから請求書・必要書類が出力できますので、5営業日以内に銀行振込にてお願いいたします。
- ②書面でのお申込みをご希望の場合は、別紙申込書に必要事項を記入の上、(株)日本旅行上田支店へ郵送又はFAXにて直接お申込みください。電話でのお申込みは承れません。FAXでのお申込みの方は着信の確認を必ずお願いいたします。申込書到着後、5営業日以内に予約確認およびお支払い方法のご連絡をいたします。弊社からの連絡がない場合、お手数ですがお客様から確認のご連絡をくださいますようお願いいたします。

申込み締切：2017年9月28日(木) 17:00必着でお願いします。

お支払いは、請求書記載の口座宛 期日までに銀行振込にてお願いいたします。(振込み手数料はご負担ください) 弊社にて入金確認後、ご参加者様のパソコンから必要書面(全体会、分科会、懇親会参加証や宿泊確認証等)が出力できます。郵送・FAXでお申込みの方には10月下旬を目処に必要書類をお送りいたします。

※お申込み後に変更・取消される場合、各申込み項目ごとに記載の取消料を申し受けます。

詳細は以下「**5 変更・取消について**」項をご確認ください。

5 変更・取消について

- ①インターネット申込みを行った予約を変更・取消する場合、同様にインターネットから変更・取消が可能です。
- ②申込書利用で申し込みを行なった方は、申込書の「変更・取消」に○印を記入し、FAXにて受付いたします。FAX送信後、必ず着信確認をお願いいたします。(株)日本旅行上田支店まで、ご連絡ください。取消基準日は、弊社営業日・営業時間内とさせていただきます。(トラブル防止のため、お電話での変更・取消は一切お預かりいたしません。ご了承ください。)旅行開始後の取り消しに関しましてはお電話にて承ります。
- ③お申込み後の取り消しにつきましては下記の各取消料を申し受けます。ご入金後のご返金は、取消料を差し引いた金額をご返金させていただきます。

取消料 (受付は弊社営業日・営業時間内とさせていただきます。)

●懇親会…11/4 上田東急REIホテル

前日から起算してさかのぼって	取消料(大会規定により)
8日前まで(10/27以降)	無 料
7日前から3日前まで	懇親会費の50%
2日前(11/2)以降及び無連絡	100%

●上田観光ツアー（募集型企画旅行）

前日から起算してさかのぼって	取消料
11日前まで	無 料
10日前から8日前まで	20%
7日前から2日前まで	30%
旅行開始日前日	40%
旅行開始日当日	50%
旅行開始後または無連絡不参加	100%

●宿泊プラン（募集型企画旅行）

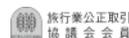
前日から起算してさかのぼって	取消料
6日前まで	無 料
5日前から2日前まで	30%
旅行開始日前日	40%
旅行開始日当日	50%
旅行開始後または無連絡不参加	100%

【お申込み先・お問合せ】<旅行企画・実施>

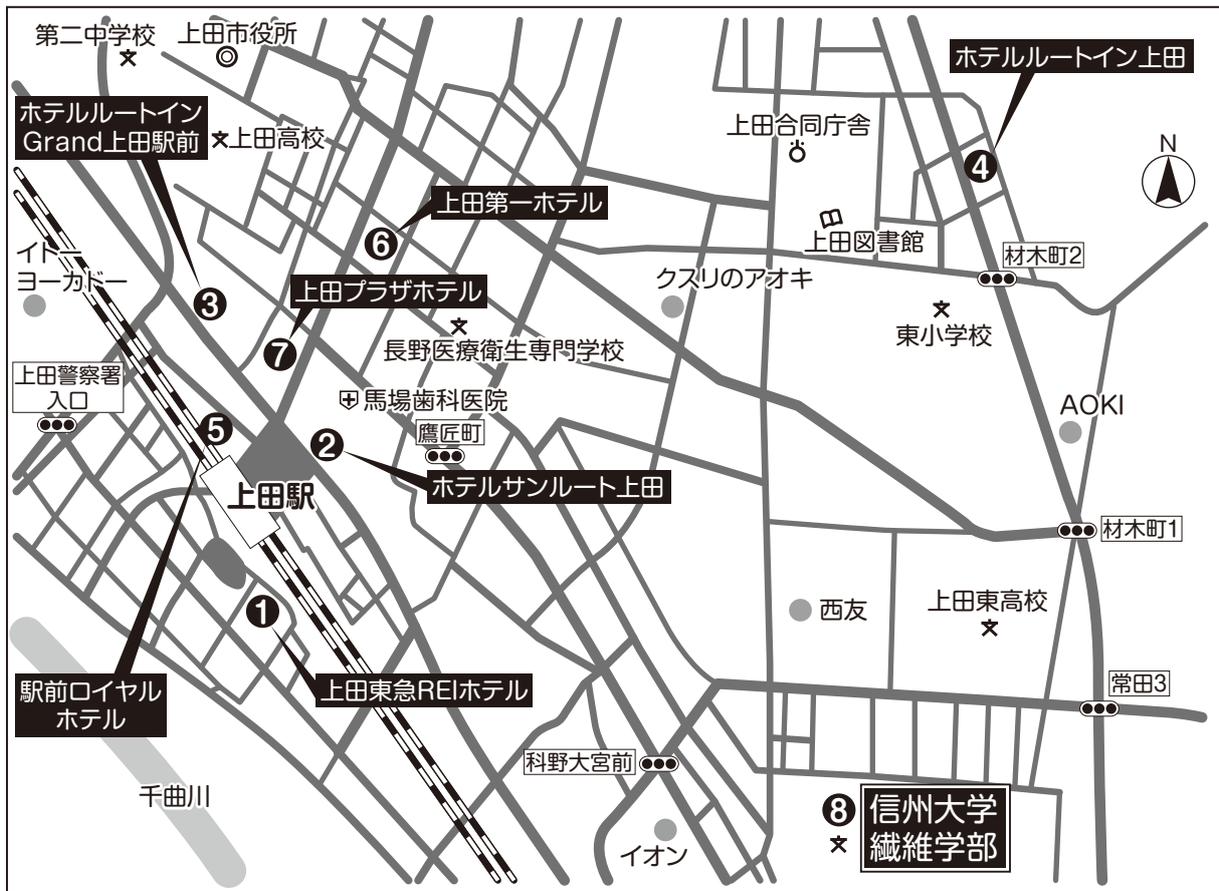
株式会社日本旅行上田支店 担当:小林・宮崎・浦上
TEL: 0268-24-7600 FAX: 0268-24-7622

観光庁長官登録旅行業第2号 (一社) 日本旅行業協会正会員
住所: 〒386-0012 長野県上田市中央5-1-5アオキビル
営業日・時間: 月～金 10:00～17:30 (土・日・祝日休業)
総合旅行業務取扱管理者: 浦上 広光

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明点があれば、ご遠慮なく取扱管理者にお尋ね下さい。



全体集会・分科会・懇親会・ホテル案内図



宿泊ホテルのご案内

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------|
| ① 上田東急REIホテル……上田駅温泉口より徒歩1分 | ⑤ 駅前ロイヤルホテル……上田駅お城口より徒歩2分 |
| ② ホテルサンルート上田……上田駅お城口より徒歩2分 | ⑥ 上田第一ホテル……上田駅お城口より徒歩10分 |
| ③ ホテルルートインGrand上田駅前……上田駅お城口より徒歩5分 | ⑦ 上田プラザホテル……上田駅お城口より徒歩3分 |
| ④ ホテルルートイン上田……上田駅より車で10分 | ⑧ 信州大学繊維学部……上田駅お城口より徒歩20分 |



信州大学 信州大学上田キャンパスアクセスのご案内

所在地：〒386-8567 長野県上田市常田3-15-1

バス

- JR・しなの鉄道上田駅お城口を出てバス停1番のりばから、
- ① 千曲バス「佐久上田線勝間行」「鹿教湯線鹿教湯行」「武石線巢栗行」のいずれかに乗車(5分)
 - ② バス停4番のりばから、上田バス「市内循環線 青運行(あおバス)」に乗車(5分)、
※千曲バス・上田バス バス停「イオン上田前」下車。進行方向にある「信州大学
繊維学部入り口」交差点を左折し、直進すると右側に上田キャンパスがあります。
(約300mで徒歩5分)

徒歩

上田駅お城口より徒歩20分

旅行条件

【本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める取引条件の説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。】
詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認の上、お申込み下さい。

1、募集型企画旅行契約

- この国内旅行は、(株)日本旅行(以下、「当社」といいます)が、企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件のほか、ご旅行申込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部にあります。

2、お申込み方法と契約の成立

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、お一人様につき下記の申込金または旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- 電話、郵送、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受付ます。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当社から予約の旨を通知した後、予約の申込みの翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申込みはなかったものとして取り扱います。
- 申込金

旅行代金	20,000円未満	20,000円以上 50,000円未満	50,000円以上 100,000円未満	100,000円以上
お申込金	5,000円以上	10,000円以上	20,000円以上	旅行代金の 20%以上

- 募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し前(3)の申込金を受領した時に成立したものとします。
- 通信契約による旅行契約は、お申込みを承諾する通知を発送した時に成立します。ただし、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着した時に成立するものとします。

3、旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日より前にお支払いいただきます。

4、旅行中止の場合

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行の開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(※日帰り旅行は3日前)に当たる日より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返します。

5、旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

- パンフレットに記載された日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税等の諸税及び、添乗員同行費用が含まれます。
- 旅行日程に記載のない交通費、空港施設使用料等の諸費用及び個人的性質の諸費用は含まれません。

6、取消料

お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消料とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

コース	取消料	
	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		
①20日目にあたる日以前の解除	無料	無料
②20日目にあたる日以降の解除(③~⑦を除く)	旅行代金の20%	無料
③10日目にあたる日以降の解除(④~⑦を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日目にあたる日以降の解除(⑤~⑦を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始日の解除又は、無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

- お客様の都合で出発日、コース、宿泊ホテル、人員等を変更される場合は、旅行代金全額に対して取消料が適用されます。
- 宿泊のみご予約になった場合

	旅行開始日の解除 または 無連絡不参加	取消料								
		当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日~20日前
1~14名	100%	50%	20%			無料				
15~30名	100%	50%	20%			無料				
31名以上	100%	50%				30%		10%		

7、当社の免責事項

お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は責任を負いかねます。ただし、当社又は、当社の手配代行者の故意又は、過失が証明されたときは、この限りではありません。

- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ②運送・宿泊機関等の事故もしくはは火災により発生する損害 ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④官公署の命令によって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又は、これらによって生ずる旅行日程の変更もしくはは目的地滞在時間の短縮

8、特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命・身体または手荷物に被られた一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金、入院見舞金、通院見舞金、携行品にかかる損害補償金を支払います。

『国内旅行傷害保険加入のおすすめ』

安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で保険をおかけになることをおすすめいたします。

9、旅程保証

当社は、当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部第29条別表第二欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は、同条に定められた変更補償金をお客様に支払います。尚、当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

10、個人情報の取扱い

- 当社は、ご提供いただいた個人情報について ①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送、宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見やご感想の願いのため、⑦アンケートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のために利用させていただきます。
- 上記②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に書類又は、電子データにより、提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口に於てご出発の10日前までにお申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出ください)
- 当社及び当社グループ各社はお客様より書面によってご提供いただいた個人情報のうち、氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社個人情報保護管理責任者が責任を持って管理します。なお、当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報保護管理責任者氏名については、当社ホームページ (<http://www.nta.co.jp>) をご参照ください。
- 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。
- 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切に提供できないことがあります。

個人情報保護管理者(お客様相談室長)

問い合わせ先窓口:

本社お客様相談室電話: 03-6895-7883 FAX: 03-6895-7833

E-Mail: sodan_shitsu@nta.co.jp

営業時間: 月~金曜日 9:45~17:45(土・日・曜、祝日、年末年始休業)

11、旅行条件の基準

この旅行条件は2017年8月21日を基準としています。また、旅行代金は、2017年8月21日現在有効な運賃・規則を基準としています。

お申込み先・お問合せ 東日本H29-142

株式会社 日本旅行上田支店
TEL 0268-24-7600 FAX 0268-24-7622

住所: 〒386-0012 長野県上田市中央5-1-5アオキビル
営業日・時間: 月~金 10:00~17:30(土・日・祝日休業)

観光庁長官登録旅行業第2号
総合旅行業務取扱管理者: 浦上 広光
担当: 小林・宮崎・浦上

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご連絡なく取扱管理者にお尋ね下さい。



第37回 全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in うえだ 交流集会 (全体会・分科会)・懇親会・宿泊・観光プラン申込書

締切期日：9月28日 (木)

送付先：日本旅行上田支店 (FAX：0268-24-7622) *必ず控え(コピー)をおとりください。 <申込日： 月 日>

*いづれかに○をお付けください。

新規・変更・追加・取消

□ 大会参加のために必要な範囲内での大会事務局、宿泊機関への個人情報の提供について同意の上、申し込みます。

★お申し込みはインターネット予約を推奨しています。管理面、経費面からも何卒ご協力よろしくお願ひ申し上げます。
右記ホームページからお申込みができます。 【http://v3.apollon.nta.co.jp/cresara37】

日本旅行記入欄

連絡ご担当者氏名(フリガナ)	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス
勤務先名称(フリガナ)	所属・部署	請求書・確認書等書類送付先住所 (□勤務先 □ご自宅)	
		〒	

※交流会参加登録料の返金は大会本部規定により致しかねます。予めご了承下さい。大会事務局に代わって㈱日本旅行が代行収受いたします。

No.	フリガナ 参加者氏名	性別	参加登録		分科会参加希望		宿泊		上田ツアー		備考								
			交流会 ○印をお付け下さい	懇親会 ○印をお付け下さい	第一希望	第二希望	11月3日 (金)	11月4日 (土)	11月5日 (日)	同席者名フリガナ ※ツアー利用時		禁喫 煙	11月3日	11月4日	11月5日	ご希望、特記事項などをご記入ください。			
(例)	ニナリ 日旅 太郎	男	○	○	1	2	第一希望 2-T	1-T	1-T	11月3日	11月4日	11月5日	ニナリ ハナコ 日旅 花子	○					
1		男					第一希望												
2		男					第一希望												
3		男					第一希望												
4		男					第一希望												
5		男					第一希望												

備考欄：連絡事項、要望など

銀行名	銀行	支店	口座番号<普・当>	NO.
振込先：(銀行名)	みずほ銀行	十五号支店	(口座番号)	普：3101169 (口座名義) ㈱日本旅行
※振込み手数料につきましては、お客様ご負担によるようお願いいたします。				
※取消・変更等によるご返金の際は、口座番号等をご記入いただきご返金ください。				

- ◆当社はこの申込書内の個人情報について、本大会受付業務以外の目的に使用することはありません。
- ◆支払期限が過ぎたお支払も日本旅行へお振込みください。
- ◆お申込み欄が不足している場合は、この申込書をコピーしてご利用ください。
- ◆交流会参加登録料については、大会本部の意向により振込み後の返金はできませんのでご注意ください。
- ◆この申込書をFAXにてお送りください。控え(コピー)を必ず保管ください。
- ◆記入上の留意点

・記入する番号、記号等は開催要項の該当ページをご参照ください。
・上記宿泊日以外の宿泊を希望される方は、㈱日本旅行 上田支店 (0268-24-7600) へ直接お問い合わせください。

お申込問合せ・申込先	
㈱日本旅行 上田支店 「第37回 全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in うえだ」デス	
TEL：0268-24-7600 FAX：0268-24-7622	
営業時間 平日10:00～17:00 (土日祝日休業) 担当：小林・岩崎・浦上	
<お客様個人情報の取扱いについて>	
①当社は、お客様から提供いただいた個人情報(敬称を除く)を慎重に管理し、必要な範囲内での販売業者(販売元)への提供のために利用させていただきます。	
②その他、当社の個人情報の取扱いについては当社ホームページ (http://www.nta.co.jp) をご参照ください。	
③お問い合わせ先：日本旅行 上田支店 岡田 良仁 TEL:0268-24-7600	

※日本旅行 記入欄	受付日	入金日	入金金額
--------------	-----	-----	------



真田幸村像

- 主催：全国クレサラ・生活再建問題対策協議会、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、
第37回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in うえだ実行委員会
- 後援：消費者庁、金融庁、安曇野市、伊那市、飯山市、飯田市、上田市、岡谷市、大田市、駒ヶ根市、小諸市、
佐久市、塩尻市、諏訪市、須坂市、茅野市、千曲市、東御市、中野市、長野市、松本市、長野県、日本司法書士会連合会、
長野県司法書士会、日本弁護士連合会、長野県弁護士会、長野県青年司法書士協議会、全国青年司法書士協議会、信濃毎日新聞社、
日本経済新聞社長野支局、朝日新聞長野総局、毎日新聞長野支局、中日新聞長野支局 (順不同)